

一般廃棄物収集運搬業許可証

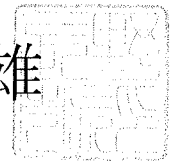


住 所 長野県長野市大字大豆島4020番地 3

氏 名 イコールゼロ株式会社
代表取締役 林 宏道

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野市長 加藤 久 雄



許可の年月日 平成30年 4月 1日

許可の有効期限 平成32年(2020年) 3月31日

1. 事業の範囲

収集運搬(積替保管を含む。)する一般廃棄物

○種類: 事業系一般廃棄物

品 目: 可燃ごみ、資源物(紙類、缶類、びん類、ペットボトル)、木くず
(伐採木、剪定木及び流木に限る。)・刈草

○種類: 家庭から一時的に多量に排出されるごみ

品 目: 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(紙類、缶類、びん類、ペットボトル)、木くず
(伐採木及び剪定木に限る。)・刈草、スプリングマットレス等

○種類: 特定家庭用機器廃棄物

品 目: ユニット形エアコンディショナー(ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)、テレビジョン受信機(ブラウン管式のもの、液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの)に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

収集運搬(積替保管を除く。)する一般廃棄物

○種類: 事業系一般廃棄物

品 目: 生ごみ、感染性廃棄物

2. 積替保管を行う場所の所在地、積替保管施設の概要及び積替保管を行う一般廃棄物の種類

所在地: 長野市松岡二丁目2487番

施設: 一般廃棄物収集運搬業の積替保管施設

種類及び保管上限:

可燃ごみ 32m³、資源物(紙類) 12m³、資源物(缶類) 16m³、資源物(びん類) 10m³、
資源物(ペットボトル) 8m³、木くず 3m³、家庭からの一時多量ごみ 20m³、
特定家庭用機器廃棄物 4m³、スプリングマットレス等 10m³、
可燃ごみ(スプリングマットレス等残渣に限る。) 5m³

積み上げる高さの上限:

家庭からの一時多量ごみ、スプリングマットレス等、可燃ごみ(スプリングマットレス等残渣に限る。) 1.5m、その他 容器内

(裏面へ続く。)

(表面から続く。)



3. 営業区域
長野市内

4. 許可の条件

- (1) 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則並びにその他関係法令を遵守すること。
- (2) 長野市清掃センターの使用にあたっては、係員の指示を遵守すること。
また、長野市清掃センターには、長野市以外で収集したごみを搬入しないこと。
- (3) 北信保健衛生施設組合の使用にあたっては、一般廃棄物(ごみ)処分許可を受けるとともに、係員の指示を遵守すること。
- (4) 家庭から一時的に多量に排出されるごみの収集運搬料金は、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条に定める額以内とする。
- (5) 木くず・刈草の処分先は、一般廃棄物処分業の許可を受けた者に限る。
- (6) 生ごみの処分先は、一般廃棄物処分業の許可を受けた者に限る。
- (7) 感染性廃棄物の収集運搬は、専用のコンテナを用い行うこと。

5. 許可の変更の状況

平成30年 8 月 9 日 変更許可

収集運搬(積替保管を含む。)する一般廃棄物の品目の追加 スプリングマットレス等、可燃ごみ(スプリングマットレス等残渣に限る。)